

児童憲章（抜粋）

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境の中で育てられる。

児童福祉法（抜粋）

（児童福祉の理念）

- 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

（児童養護施設）

第41条 児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行なうことを目的とする施設とする。

児童養護施設最低基準（抜粋）

（生活指導及び家庭環境の調整）

第44条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

苦情申出窓口の設置について

当施設では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めております。お気づきの際はご連絡ください。



社会福祉法人 **光輝会**
児童養護施設 **光輝寮**

〒442-0882

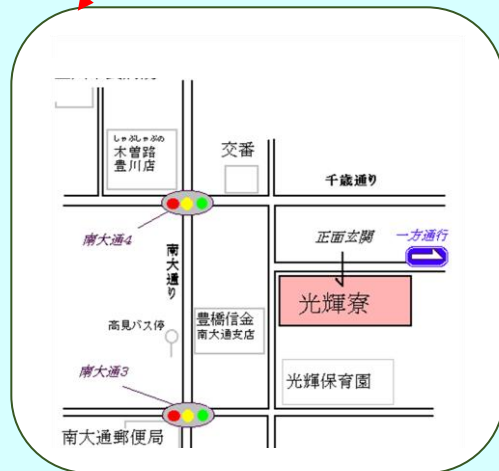
愛知県豊川市光輝町2丁目33番地
TEL 0533(86)2631 FAX 0533(84)9528

【(福) 光輝会ホームページアドレス】

<https://www.t-kouki.jp/>



案内図



【交通機関】 JR飯田線「牛久保駅」より徒歩 10分
名鉄豊川線「諏訪町駅」より徒歩 15分
豊鉄バス「高見」バス停より徒歩 3分

児童養護施設

光輝寮

ご案内



あかるく ただしく なかよく